

会員種別変更時の会費についてのご説明

*日本臨床細胞学会では4月から翌年3月までの会計処理で運営されています。

そのため、例えば2017年度という表現では2017年4月から2018年3月までを意味しています。

1. 準会員から正会員に変更される場合の会費

申請時期と3月末までに理事長の承認があるかないかによって請求される会費が異なりますので
ご注意ください。

例：

2018年										2019年		
1月	2月	3月				4月	5月	—	12月	1月	2月	3月
(2017年度の期間)						(2018年度の期間)						
ケース1：変更願い提出			理事長の承認 (正会員に変更)			2017年度会費 + 2018年度会費						
ケース2：変更願い提出						理事長の承認			2018年度会費のみ			
						ケース3：変更願い提出			理事長の承認 2018年度会費			

2. 正会員から準会員に変更される場合の会費

理事長の承認があった時点で準会員に変更され、次年度の会費請求から準会員の扱いとなります。

例：

2018年										2019年			
4月	5月	—	—	—	—	—	—	—	—	12月	1月	2月	3月

変更願い提出・**理事長の承認**（資格は承認されると変更されます。）

2019年度会費は準会員扱いとなります。